

国 総 建 第 3 1 3 号

平成 2 0 年 3 月 1 0 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて

各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 0 年 1 月 3 1 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国土交通省告示第 8 5 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

今後標記の件については別紙により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け国総建第 7 9 号をもって通知した「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

(別 紙)

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱い

第一 許可関係事務の取扱い

一 会社分割に伴う建設業の許可申請の取扱い

(1) 会社分割に際し建設業許可申請が必要となる場合

分割会社（会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割以前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然承継されるものではなく、

① 吸収分割においては、承継会社（吸収分割によって建設業を承継する会社をいう。以下同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けていた業種について、

② 新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下同じ。）は、許可を受けようとする全ての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

(2) 分割に際し許可申請を行う時期

分割後の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下同じ。）が建設業の許可申請を行う時期については、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 吸収分割の場合

吸収分割の場合においては、法律上、分割契約において定めた効力発生日（以下「分割期日」という。）に分割の効力が発生するため、

ア 承継会社による許可申請が必要となる場合の当該許可申請は分割期日後に行われることとなること。なお、当該申請に当たっては、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて一件として許可（いわゆる一本化）することができることに留意すること。イ 分割により、分割会社が許可の要件を満たさなくなり、又は廃業した場合においては、分割会社は法第11条第5項又は第12条による届出をしなければならないこと。

② 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、

ア 新設会社による許可申請は分割登記後行われることとなること。

イ 分割により、分割会社が許可の要件を満たさなくなり、又は廃業した場合においては、分割会社は法第11条第5項又は第12条による届出をしなければならないこと。

(3) 手続における配慮

事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、承継会社及び新設会社による許可申請に当たっては次の事項に留意し、可及的速やかに処理すること。

① 事前打合わせの実施

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合に

は、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打合せを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。）を指導すること。

② 分割会社の許可の取消し時期との関係

承継会社及び新設会社に対する許可は、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても行うことができるものであること。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、(3)に掲げる取扱いには分割に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではないこと。

二 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導すること。

なお、建設業の許可に関しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、一(1)に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

一 分割後の経営事項審査を受けることができる時期及び審査基準日

(1) 建設会社の分割という組織形態の変更に応じて、新会社の経営事項審査は、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価とすることを可能とするため、分割後最初の事業年度終了の日を待たず、新会社の経営事項審査を行うことができるものとする。

(2) この場合、審査基準日は、次によるものとする。

① 吸収分割については、分割契約書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

② 新設分割については、新設会社は設立の日である分割登記の日、分割会社は分割計画書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

(3) その他以下の事項に留意すること

① (2)の審査基準日に係る経営事項審査（以下「分割時経審」という。）を承継会社又は新設会社が申請する場合、分割会社は、分割を行った後の新たな経営実態に即した分割時経審を、承継会社又は新設会社と同時に申請しなければならないこと。

② 分割会社又は承継会社（以下「分割会社等」という。）が事業年度終了の日で分割直前のものを審査基準日とする経営事項審査（以下「分割直前経審」という。）

を既に受けている場合に、分割時経審を分割会社等に義務付けるものではないこと。したがって、分割会社等が分割直前経審を受けているときは、分割時経審を受けていない場合でも法第 27 条の 23 第 1 項違反にはならず、分割後最初の事業年度終了日以降の経営事項審査において、分割後の新たな経営実態に即した評価がなされるまでの間は、分割直前経審が有効であること。

- ③ 分割会社等は、分割前に法第 27 条の 23 第 1 項違反とならない限り、分割直前経審を受けずに、分割時経審のみを受ければ足りるものであること。また、分割会社等が分割後に経営事項審査を受けようとする場合には、分割直前経審ではなく、分割時経審を受けるよう指導すること。
- ④ 建設業の種類毎に時点の異なる評価が並存することは望ましくないことから、分割後に分割会社等から分割時経審の申請がある場合には、公共事業を請け負う可能性のあるすべての業種につき審査を受けるものとし、特定の業種を選択して審査を受けることのないよう指導すること。
- ⑤ 分割会社等が分割直前経審及び分割時経審の両方を受けた場合においては、分割時経審の通知に併せて分割直前経審に係る通知を撤回するには及ばないものであるが、再審査の場合（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条）にならい、既に法第 27 条の 29 第 3 項の規定により分割直前経審の結果を通知した発注者に対しては分割時経審の結果を通知するとともに、以後同項の規定により発注者の請求があった場合には分割時経審の結果を通知すること。
- ⑥ 分割会社の主たる営業所が設けられた都道府県の区域以外の区域内に承継会社又は新設会社の主たる営業所が設けられる場合の当該承継会社又は新設会社に係る経営事項審査の各審査項目の審査方法については、二による算定は行わない。ただし、分割をした建設業の種類に係る建設業の全部が承継会社又は新設会社に承継される場合は、この限りでない。

二 審査方法の細目

- (1) 吸収分割の場合における分割時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 20 年 3 月 10 日国総建第 311 号。以下「譲渡経審通知」という。）第二、二における譲渡時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。ただし、一(2)による審査基準日からさかのぼって 6 月以内に新たに建設業者となった承継会社（以下「新規承継会社」という。）の分割時経審の以下の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

① 労働福祉の状況

- イ 労働福祉の状況に係る項目については、次に定めるところによるものとする。
 - i) 労働福祉の状況に関する加入又は導入の諸手続が一(2)による審査基準日まで完了している場合は、当該労働福祉の状況とする。
 - ii) 労働福祉の状況に関する諸手続を申請前に着手している場合は、分割会社の分割前の労働福祉の状況（分割会社が複数ある場合は、その全ての分割後の労働福祉の状況が同等である場合に限る。）とする。この取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、分割時経審を申請した日から 3 月以内に、労働

福祉の状況に関する諸手続が完了していることを証する書類の提出を要することに留意すること。

② 営業年数

営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合には、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。

(2) 新設分割の場合における分割時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

分割会社及び新設会社のそれぞれの年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高については、一(2)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年での分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高をもって審査するものとする。ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請させ、これを審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて分割時経審を申請することはできないものとする。

イ 分割会社及び新設会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高

ロ 分割会社及び新設会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高（一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。）

② 技術職員数

分割会社及び新設会社のそれぞれの技術職員数については、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの状況に基づき申請させ、これらにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

分割会社及び新設会社のそれぞれの自己資本額及び経営状況の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

（当期の数値）

分割会社については、一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

新設会社については、自己資本額は設立時の開始貸借対照表の自己資本額により、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額は分割会社の一(2)による審査基準日の直前1年における分割前の財務内容のうち新設会社の分割後の営業に相当するものに係る財務諸表を作成させ、これらによりそれぞれ審査する。

（前期の数値）

分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び

新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて分割時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、分割会社の基準決算(分割直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査することができる。

(前期の数値)

分割会社の基準決算(分割直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、分割会社の基準決算の前々期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査することができる。

また、これらの取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの財務諸表、分割会社の分割直前の事業年度終了の日における分割会社及び新設会社への財務諸表の科目等の分割又は分割会社の基準決算の前期の決算日における分割会社及び新設会社への財務諸表の科目等の分割は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限るものとする。

④ 労働福祉の状況

イ 労働福祉の状況に係る項目については、次のとおりとする。

i) 分割会社については、分割会社の分割前の労働福祉の状況とする。

ii) 新設会社については、労働福祉の状況に関する加入又は導入の諸手続を分割時経審の申請前に着手している場合に限り、分割会社の分割前の労働福祉の状況とする。この取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、分割時経審を申請した日から3月以内に、労働福祉の状況に関する諸手続が完了していることを証する書類の提出を要することに留意すること。

⑤ 営業年数

分割会社については、分割会社の分割前の営業年数とする。

新設会社については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。

⑥ 法令遵守の状況

分割会社の法令遵守の状況については、審査基準日の翌日の直前1年の分割会社の法令遵守の状況を審査する。

新設会社の法令遵守の状況については、分割会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

⑦ 監査の受審状況

分割会社の監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日の分割会社の状況を審査するものとする。

新設会社の監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日の分割会社の状況を審査し、全ての分割会社が監査を受審している場合に加点する。

⑧ 上記項目以外の項目については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これを審査するものとする。

(3) 分割後最初の事業年度終了の日以降に受ける経営事項審査の取扱いは、次に定めるもののほか、一般の経営事項審査の取扱いと同様とする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

審査基準日から起算して2年以内（完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に吸収分割又は新設分割した場合は、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）記Ⅰ1(1)の取扱いに準拠して、算出する。

② 技術職員数

分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割後経審」という。）を受けるに当たっては、分割後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額

分割後経審を受けるに当たって、自己資本を2期平均により算出する場合及び経営状況の項目のうち2期平均の数値を算出する場合は、次に掲げる方法とする。

（当期の数値）

分割後最初の事業年度終了の日における財務諸表をもって審査する。

（前期の数値）

一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

④ 営業年数

承継会社の営業年数については、譲渡経審通知第二、二における譲渡時経審の審査方法の取扱いに準拠して算定する。ただし、新規承継会社の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）に新規承継会社の営業年数を加えたものとする。

新設会社の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数

ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新設会社の営業年数を加えたものとする。

⑤ 法令遵守の状況

承継会社の法令遵守の状況については、分割後最初の事業年度終了の日の翌日の直前1年における承継会社の法令順守の状況を審査するものとする。

新設会社の法令遵守の状況については、その設立の日から分割後最初の事業年度終了の日までの間における新設会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

三 総合評定値請求書の記載方法

分割時経審及び分割後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、建設業法施行規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書様式中「備考（組織変更等）」欄に、分割登記の日及び分割期日、吸収分割又は新設分割の別並びに分割会社、承継会社又は新設会社の別を記載するよう指導すること。なお、分割登記前に分割会社等が申請する分割時経審においては、分割登記の日は「未了」と記載すること。

四 総合評定値通知書の取扱い

分割時経審及び分割後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、発注者に対して分割に伴う特例的取扱いによる経営事項審査であること等を明らかにするため、建設業法施行規則別記様式第25号の12「行政庁記入欄」の下に、分割登記の日及び分割期日、吸収分割又は新設分割の別並びに分割会社、承継会社又は新設会社の別を記載するよう指導すること。なお、分割登記前に分割会社等が申請する分割時経審においては、分割登記の日は「未了」と記載すること。